

児童福祉法に基づく「放課後等デイサービス事業所 ららん」運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人みんなでいきる（以下「事業者」という。）が設置する放課後等デイサービス事業所ららん（以下、「事業所」という。）において実施する放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下、「指定放課後等デイサービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び通所決定保護者の意思及び人格を尊重し、障害児及び通所決定保護の立場に立った適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

2 指定放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、通所給付決定保護者（以下「保護者」という。）の所在する市町村、その他の指定通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3 前三項のほか、児童福祉法（以下、「法」という。）及び「新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（平成 24 年新潟県条例第 71 号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定放課後等デイサービスを実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、保護者の負担により、事業所の職員以外の者による介護は行わないものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 指定放課後等デイサービスを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 放課後等デイサービス事業所 ららん
- (2) 所在地 新潟県上越市石橋 2 丁目 3 番 31 号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定放課後等デイサービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 児童発達支援管理責任者 1名(常勤 専従)

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

(ア)適切な方法により、障害児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、障害児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

(イ)アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障害児の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定放課後等デイサービスの目標及びその達成時期、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した放課後等デイサービス計画の原案を作成すること。

(ウ)放課後等デイサービス計画の原案の内容を保護者に対して説明し、文章により保護者の同意を得た上で、作成した放課後等デイサービス計画を記載した書面を保護者に交付すること。

(エ)放課後等デイサービス計画作成後、放課後等デイサービス計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、放課後等デイサービス計画の見直しを行い、必要に応じて放課後等デイサービス計画を変更すること。

(オ)利用申込者の利用に際し、指定放課後等デイサービス事業所等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外におけるサービスの利用状況等を把握すること。

(カ)障害児の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障害児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、必要な支援を行うこと。

(キ)他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 児童指導員または保育士 (2名以上 うち1名は常勤)

放課後等デイサービス計画に基づき障害児に対し適切に指導等を行う。

(4) 指導員

放課後等デイサービス計画に基づき障害児に対し適切に指導等を行う。

(営業日及び営業時間等)

第6条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

第1単位: 月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

第2単位: 学校の長期休暇、学校の代休日とする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3

日までを除く。

(2)営業時間

第1単位:午後1:30から午後6:30までとする。

第2単位:午前8:30から午後6:00までとする。

(3)サービス提供日

第1単位:月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

第2単位:学校の長期休暇、学校の代休日とする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(4)サービス提供時間

第1単位:午後2:00から午後6:00までとする。

第2単位:午前10:00から午後3:00までとする。

(利用定員)

第7条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

10名

(指定放課後等デイサービスを提供する主たる対象者)

第8条 指定放課後等デイサービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1)障害児(18歳未満)

(指定放課後等デイサービスの内容)

第9条 事業所で行う指定放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

(1)放課後等デイサービス計画の作成

(2)基本事業

(ア)日常生活訓練

日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動等

(イ)集団生活適応訓練

(ウ)創作的活動

絵画、工作、調理等

(エ)余暇活動

(オ)更生相談

医療、福祉、生活の相談等

(カ)介護方法の指導

家族等に対する介護技術指導等

(3)送迎サービス

事業所の所有する車両により、学校と事業所との間の送迎を行う。但し、特別と認められる場合にはこの限りではない。

(保護者から受領する費用の額等)

第10条 指定放課後等デイサービスを提供した際には、保護者から指定放課後等デイサービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、保護者から法第 21 条の 5 の 3 第 2 項の規定により算定された障害児通所給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定放課後等デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を保護者に対して交付するものとする。

3 次に定める費用については保護者から徴収するものとする。

(1)創作活動に係る材料費(実費)プログラムによる

(2)野外活動に係る交通費及び飲食費(実費)プログラムによる

(3)給食サービスの提供に係る食事代 実費

(4)その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって保護者に負担させることが適当とみられるものの実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った保護者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、上越市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 保護者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

(1)受給者証の記載内容の変更があった場合は速やかに担当者に知らせること。

(2)事業所内の居室や設備の利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合には賠償していただくことがある。また、他の利用者に損害を与えた場合には、その賠償をしていただくことがある。

(3)利用契約に際し、損害賠償保険等の証書の写しを事業所に提出すること。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第14条 現に指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに障害児の主治医(以下「協力医療機関等」という。)への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 指定放課後等デイサービスの提供により事故が発生したときは、直ちに関係する事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 指定放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(衛生管理等)

第15条 従業員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講ずる

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施する。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業者は、障害児の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業員への周知

(苦情解決)

第17条 提供した指定放課後等デイサービスに関する保護者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定放課後等デイサービスに関し、法第21条の5の21第1項の規定により新潟県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職

員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び保護者及びその家族からの苦情に関して市町村又は新潟県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は新潟県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(従業員の研修)

第 18 条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 カ月以内

(2) 継続研修 随時

(秘密保持等)

第 19 条 事業所は、その業務上知り得た障害児及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た障害児及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た障害児及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の障害児通所支援事業者等に対して、障害児及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により障害児及びその家族の同意を得るものとする。

(暴力団の排除)

第 20 条 事業者は、その事業の運営について、新潟県暴力団排除条例(平成 23 年新潟県条例第 23 号)第 3 条に規定する基本理念にのっとり、同条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条例第 3 号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならないものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 21 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(身体拘束等の禁止)

第22条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 事業所は、利用者に対し適切な指定放課後等デイサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該指定放課後等デイサービスを提供した日から5年間保存するものとする。

- ・ 個別支援計画
- ・ 市への通知に係る記録
- ・ 具体的なサービスの内容などの記録
- ・ 身体拘束等に係る記録
- ・ 苦情の内容等の記録
- ・ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

4 事業所は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な発言又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要以上かつ相当な範囲を越えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人みんなでいきると事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 10 月 21 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 6 月 20 日から施行する。